

新 旧 対 照 表

規程等名称 : 西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）モニタリング基本計画（案）

所管課等名称 : 再整備推進課

旧	新
公 表 : 令和 2 年 4 月 30 日	公 表 : 令和 2 年 4 月 30 日 <u>修正版公表 : 令和 2 年 6 月 22 日</u>
目次 (第 1 省略)	目次 (第 1 省略)
第 2 運転・維持管理業務のモニタリング	第 2 運転・維持管理業務のモニタリング
1 モニタリング方法	1 モニタリング方法
2 具体的なモニタリングの手順等	2 具体的なモニタリングの手順等
3 運転・維持管理費 の減額等	3 <u>モニタリング対象対価</u> の減額等
4 運転・維持管理費 の支払後に減額が判明した場合の対応	4 <u>モニタリング対象対価</u> の支払後に減額が判明した場合の対応
(第 3 及び第 4 省略)	(第 3 及び第 4 省略)
用語の定義 (『本事業』から『業務基本計画書』まで省略)	用語の定義 (『本事業』から『業務基本計画書』まで省略)
・ 運転・維持管理費 : 運転・維持管理業務に係る対価のうち修繕業務費を除く対価をいう。	・ <u>モニタリング対象対価</u> : 運転・維持管理業務に係る対価のうち修繕業務費を除く対価をいう。
(第 1 省略)	(第 1 省略)
第 2 運転・維持管理業務のモニタリング (第 1 項 省略)	第 2 運転・維持管理業務のモニタリング (第 1 項 省略)
2 具体的なモニタリングの手順等 運転・維持管理業務のモニタリングにおける S P C と水道局の作業内容は、【表 運転・維持管理業務におけるモニタリング手順】のとおりである。	2 具体的なモニタリングの手順等 運転・維持管理業務のモニタリングにおける S P C と水道局の作業内容は、【表 運転・維持管理業務におけるモニタリング手順】のとおりである。
ただし、モニタリング手順等の詳細は、第 1 の第 2 項 2 で定めたモニタリング実施計画書において確定する。	ただし、モニタリング手順等の詳細は、第 1 の第 2 項 2 で定めたモニタリング実施計画書において確定する。
【表 運転・維持管理業務におけるモニタリング手順】(別紙参照)	<u>【表 運転・維持管理業務におけるモニタリング手順】(別紙参照)</u>
3 運転・維持管理費 の減額等	3 <u>モニタリング対象対価</u> の減額等
(1) 基本的な考え方 水道局は、S P C が行う運転・維持管理において、要求水準等未達を確認した場合には、 運転・維持管理費 について減額措置等を講ずるものとする。ただし、S P C の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。	(1) 基本的な考え方 水道局は、S P C が行う運転・維持管理において、要求水準等未達を確認した場合には、 <u>モニタリング対象対価</u> について減額措置等を講ずるものとする。ただし、S P C の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
(2) 是正勧告等の措置 (アからウまで省略)	(2) 是正勧告等の措置 (アからウまで省略)

エ **運転・維持管理費**の留保
水道局は、是正勧告及び是正命令に対する改善が確認されるまで**運転・維持管理費**の支払いを留保することができる。

オ **運転・維持管理費**の減額
第2の第3項第3号イに示す是正レベルと上記ア及びウでの改善状況に応じ、水道局はSPCに対して**運転・維持管理費**を減額する。詳細については、第2の第3項第3号に示す。

カ 運転・維持管理業務の一部再委託を受ける者の一部変更

水道局は、SPCが行う運転・維持管理業務の結果が、次のいずれかに該当する場合は、運転・維持管理業務の一部再委託を受ける者の一部変更をSPCに請求することができる。

(ア) 水道局の是正命令によっても、改善が確認できなかったとき

(イ) 連続する2回の四半期において30%以上の減額が行われたとき

なお、**運転・維持管理費**の支払対象期間の途中で運転・維持管理業務の一部再委託を受ける者の一部を変更した場合であっても、当該期間中の減額ポイントの計上は継続し、合計した減額ポイントに応じて支払の減額又は留保の措置を行う。

(キ 省略)

(3) 減額措置

ア 基本的な考え方

水道局は、要求水準等未達を確認した場合、**運転・維持管理費**を対象に、減額ポイントの累積に応じて、減額措置を講ずるものとする。

なお、減額措置の基本的な考え方は、次のとおりとする。

(ア) 水道局が要求水準等未達を確認した時点で、是正レベルを認定し、是正レベルに応じた減額ポイントを計上する。

(イ) 水道局が是正勧告及び是正命令を出したにもかかわらず、改善が認められないと水道局が判断した場合には、さらに重い減額ポイントを計上する。

エ **モニタリング対象対価**の留保
水道局は、是正勧告及び是正命令に対する改善が確認されるまで**モニタリング対象対価**の支払いを留保することができる。

オ **モニタリング対象対価**の減額
第2の第3項第3号イに示す是正レベルと上記ア及びウでの改善状況に応じ、水道局はSPCに対して**モニタリング対象対価**を減額する。詳細については、第2の第3項第3号に示す。

カ 運転・維持管理業務の一部再委託を受ける者の一部変更

水道局は、SPCが行う運転・維持管理業務の結果が、次のいずれかに該当する場合は、運転・維持管理業務の一部再委託を受ける者の一部変更をSPCに請求することができる。

(ア) 水道局の是正命令によっても、改善が確認できなかったとき

(イ) 連続する2回の四半期において30%以上の減額が行われたとき

なお、**モニタリング対象対価**の支払対象期間の途中で運転・維持管理業務の一部再委託を受ける者の一部を変更した場合であっても、当該期間中の減額ポイントの計上は継続し、合計した減額ポイントに応じて支払の減額又は留保の措置を行う。

(キ 省略)

(3) 減額措置

ア 基本的な考え方

水道局は、要求水準等未達を確認した場合、**モニタリング対象対価**を対象に、減額ポイントの累積に応じて、減額措置を講ずるものとする。

なお、減額措置の基本的な考え方は、次のとおりとする。

(ア) 水道局が要求水準等未達を確認した時点で、是正レベルを認定し、是正レベルに応じた減額ポイントを計上する。

(イ) 水道局が是正勧告及び是正命令を出したにもかかわらず、改善が認められないと水道局が判断した場合には、さらに重い減額ポイントを計上する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)については、水道局が要求水準等未達の確認又は改善が認められないと判断した日が属する月に減額ポイントを計上する。ただし、減額ポイントを計上した後、同一事象に対して、水道局が再度上記(ア)及び(イ)による減額ポイント

(ウ) 同一の要求水準等未達が発生した場合で、同一の要求水準等未達が発生時点から起算して過去3年以内に起こっていた場合、減額ポイントは、【表 是正レベル別の減額ポイント】に記載した各減額ポイントを2倍し、計上する。

(エ) 減額ポイントが5P以下の場合には、**運転・維持管理費**の減額を留保することがある。また、減点を挽回する機会（ボーナスポイント）を与えることがある。

イ 是正レベルの認定

水道局は、要求水準等未達を確認した場合、是正レベルを認定し、SPCに通知するとともに、水道局とSPCは是正に向けた協議を開始する。是正レベルの分類は、次のとおりとする。

【表 是正レベルの分類】（別紙参照）

（ウ 省略）

エ **運転・維持管理費**の減額又は留保

水道局は、モニタリングの結果を踏まえ、当月の減額ポイントを確認する。水道局のモニタリングが終了し、減額ポイントがある場合は、SPCに減額ポイントを通知する。

運転・維持管理費の支払に際しては、3か月分（四半期ごと）の減額ポイントの合計を計算し、【表 減額又は留保の考え方】に基づき、**運転・維持管理費**の支払を減額するか又は改善が確認できるまで留保する。減額又は留保する場合には、当月の**運転・維持管理費**をSPCに通知する。

今回の支払いまでの間に改善が確認できた場合は、**運転・維持管理費**の留保は行わない。

今回の支払いまでの間に改善が確認できない場合は、留保した場合の支払いは、水道局が改善を確認した後、直近で支払われる**運転・維持管理費**に留保相当額を加算する。この場合、留保相当額に対する利息は付さない。

なお、故意又は重大な過失と認められる場合に発生する損害については、基本契約等に基づき、水道局はSPCに対し、別途請求をする。

【表 減額又は留保の考え方】（別紙参照）

オ ボーナスポイントの付与

SPCは提案した水準を超えて、横浜市水道事業又は横浜市民に多大な貢献をした場合、水道局は、SPCにボーナスポイントを与えることができる。

を計上することはない。

(エ) 同一の要求水準等未達が発生した場合で、同一の要求水準等未達が発生時点から起算して過去3年以内に起こっていた場合、減額ポイントは、【表 是正レベル別の減額ポイント】に記載した各減額ポイントを2倍し、計上する。

(オ) 減額ポイントが5P以下の場合には、**モニタリング対象対価**の減額を留保することがある。また、減点を挽回する機会（ボーナスポイント）を与えることがある。

イ 是正レベルの認定

水道局は、要求水準等未達を確認した場合、是正レベルを認定し、SPCに通知するとともに、水道局とSPCは是正に向けた協議を開始する。是正レベルの分類は、次のとおりとする。

【表 是正レベルの分類】（別紙参照）

（ウ 省略）

エ **モニタリング対象対価**の減額又は留保

水道局は、モニタリングの結果を踏まえ、当月の減額ポイントを確認する。水道局のモニタリングが終了し、減額ポイントがある場合は、SPCに減額ポイントを通知する。

モニタリング対象対価の支払に際しては、3か月分（四半期ごと）の減額ポイントの合計を計算し、【表 減額又は留保の考え方】に基づき、**モニタリング対象対価**の支払を減額するか又は改善が確認できるまで留保する。減額又は留保する場合には、当月の**モニタリング対象対価**をSPCに通知する。

今回の支払いまでの間に改善が確認できた場合は、**モニタリング対象対価**の留保は行わない。

今回の支払いまでの間に改善が確認できない場合は、留保した場合の支払いは、水道局が改善を確認した後、直近で支払われる**モニタリング対象対価**に留保相当額を加算する。この場合、留保相当額に対する利息は付さない。

なお、故意又は重大な過失と認められる場合に発生する損害については、基本契約等に基づき、水道局はSPCに対し、別途請求をする。

【表 減額又は留保の考え方】（別紙参照）

オ ボーナスポイントの付与

SPCは提案した水準を超えて、横浜市水道事業又は横浜市民に多大な貢献をした場合、水道局は、SPCにボーナスポイントを与えることができる。

ボーナスポイントの付与は水道局が決定する。ボーナスポイントは減額ポイントと相殺することができ、また、事業期間を通じて累積することができるものとする。

ボーナスポイントは、次の式に基づき金額に換算し、当該金額を次回支払う運転・維持管理費に加算する。

加算相当額＝運転・維持管理費の各回支払分×0.1%×ボーナスポイント

(第4号 省略)

4 運転・維持管理費の支払後に減額が判明した場合の対応

運転・維持管理費の支払後に、運転・維持管理業務に関わる報告に虚偽の記載のあることが判明するなど支払の根拠を失った場合、水道局は、本来支払うべき運転・維持管理費を計算し直し、既にSPCに支払った額との差額を次回支払う運転・維持管理費から差し引く。

この場合、本来支払うべき運転・維持管理費と既にSPCに支払った額との差額について、水道局がSPCに支払った日から、水道局が差額を差し引くまでの日数につき、当該返還日時点での「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年法律第256号)に基づく「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」で計算した額(1年を365日とする日割り計算とする。)の損害金を加えて差し引くものとする。

(以下省略)

ボーナスポイントの付与は水道局が決定する。ボーナスポイントは減額ポイントと相殺することができ、また、事業期間を通じて累積することができるものとする。

ボーナスポイントは、次の式に基づき金額に換算し、当該金額を次回支払うモニタリング対象対価に加算する。

加算相当額＝モニタリング対象対価の各回支払分×0.1%×ボーナスポイント

(第4号 省略)

4 モニタリング対象対価の支払後に減額が判明した場合の対応

モニタリング対象対価の支払後に、運転・維持管理業務に関わる報告に虚偽の記載のあることが判明するなど支払の根拠を失った場合、水道局は、本来支払うべきモニタリング対象対価を計算し直し、既にSPCに支払った額との差額を次回支払うモニタリング対象対価から差し引く。

この場合、本来支払うべきモニタリング対象対価と既にSPCに支払った額との差額について、水道局がSPCに支払った日から、水道局が差額を差し引くまでの日数につき、当該返還日時点での「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年法律第256号)に基づく「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」で計算した額(1年を365日とする日割り計算とする。)の損害金を加えて差し引くものとする。

(以下省略)

【表 運転・維持管理業務におけるモニタリング手順】

	SPC	水道局
①業務開始前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転・維持管理業務着手の14日前までに業務基本計画書及びその業務開始に必要な書類を作成し、水道局へ提出する。 ・ 業務基本計画書の中で、日単位、月単位、年度単位の業務報告書の様式を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務基本計画書の内容を確認し、SPCと協議の上、確定する。 ・ 業務報告書の様式を確認し、SPCと協議の上、確定する。
②セルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の運転・維持管理業務の実施に関するセルフモニタリングを行い、その結果を業務日報とし業務報告書の様式に記録する。 ・ 水道局の要請があれば随時提出できるように業務日報を保管する。 ・ 本施設の運転・維持管理業務に大きな影響を及ぼすと想定される事象が生じた場合は、直ちに水道局に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SPCに対して、必要に応じて業務報告書の提出を求める。 ・ 業務の内容が要求水準等及び業務基本計画書に基づき実施しているか確認する。
③定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ セルフモニタリング及びその他の報告事項をとりまとめて、月及び年度単位で業務報告書の様式にて、モニタリング実施計画書で定める日までに水道局へ提出する。 ・ モニタリング結果の公表について、水道局へ協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務報告書等の内容を確認し、業務の履行状況の評価を行い、評価結果をSPCへ通知する。 ・ 水道局が必要と認めた場合に本施設の巡回、業務の履行状況の確認、SPCに対する説明要求及び立会い等を行う。 ・ モニタリング結果に基づいて、運転・維持管理に係る対価の支払いを行う。 ・ モニタリング結果について対外的に公表する。
④随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜、説明要求や現場立会いの対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期モニタリングのほかに、必要に応じて、本施設の巡回、業務の履行状況の確認、SPCに対する説明要求及び立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの業務報告書に反映する。 ・ 水道局が是正措置等を行った場合、SPCからの是正措置等に対する対処が行われていることを確認する。

【表 運転・維持管理業務におけるモニタリング手順】

	S P C	水道局
①業務開始前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転・維持管理業務着手の14日前までに業務基本計画書及びその業務開始に必要な書類を作成し、水道局へ提出する。 ・ 業務基本計画書の中で、日単位、月単位、年度単位の業務報告書の様式を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務基本計画書の内容を確認し、S P Cと協議の上、確定する。 ・ 業務報告書の様式を確認し、S P Cと協議の上、確定する。
②セルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日の運転・維持管理業務の実施に関するセルフモニタリングを行い、その結果を業務日報とし業務報告書の様式に記録する。 ・ 水道局の要請があれば随時提出できるように業務日報を保管する。 ・ 本施設の運転・維持管理業務に大きな影響を及ぼすと想定される事象が生じた場合は、直ちに水道局に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ S P Cに対して、必要に応じて業務報告書の提出を求める。 ・ 業務の内容が要求水準等及び業務基本計画書に基づき実施しているか確認する。
③定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ セルフモニタリング及びその他の報告事項をとりまとめて、月及び年度単位で業務報告書の様式にて、モニタリング実施計画書で定める日までに水道局へ提出する。 ・ モニタリング結果の公表について、水道局へ協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務報告書等の内容を確認し、業務の履行状況の評価を行い、評価結果をS P Cへ通知する。 ・ 水道局が必要と認めた場合に本施設の巡回、業務の履行状況の確認、S P Cに対する説明要求及び立会い等を行う。 ・ モニタリング結果に基づいて、運転・維持管理に係る対価の支払いを行う。 ・ モニタリング結果について対外的に公表する。
④随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜、説明要求や現場立会いの対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期モニタリングのほかに、必要に応じて、本施設の巡回、業務の履行状況の確認、S P Cに対する説明要求、立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの業務報告書に反映する。 ・ 水道局が是正措置等を行った場合、S P Cからの是正措置等に対する対処が行われていることを確認する。

【表 是正レベルの分類】

是正レベル	内容
レベル1	要求水準を上回るが、S P C提案の水準を達成できない場合
レベル2	運転・維持管理業務基本計画の策定、清掃業務、施設見学対応協力業務、災害及び事故対策業務について、要求水準を達成できない場合
レベル3	運転管理業務、保守点検業務、 <u>修繕業務（突発的な修繕を含む。）</u> 、水質管理業務、ユーティリティ等の調達・管理業務、保安業務、安全衛生管理業務、事業終了時の引継ぎ業務について、要求水準を達成できない場合
レベル4	法令違反又は本施設を含む西谷浄水場が停止となる事象が発生した場合等

【表 是正レベルの分類】

是正レベル	内容
レベル1	要求水準を上回るが、S P C提案の水準を達成できない場合
レベル2	運転・維持管理業務基本計画の策定、清掃業務、施設見学対応協力業務、災害及び事故対策業務について、要求水準を達成できない場合
レベル3	運転管理業務、保守点検業務、 <u>修繕業務</u> 、水質管理業務、ユーティリティ等の調達・管理業務、保安業務、安全衛生管理業務、事業終了時の引継ぎ業務について、要求水準を達成できない場合
レベル4	法令違反又は本施設を含む西谷浄水場が停止となる事象が発生した場合等

【表 減額又は留保の考え方】

3か月分の 減額ポイント合計	減額又は留保	<u>運転・維持管理費</u> の減額又は留保の割合
6 P以上	減額	1 Pにつき、0.1%
1～5 P	留保	1 Pにつき、0.1%

【表 減額又は留保の考え方】

3か月分の 減額ポイント合計	減額又は留保	<u>モニタリング対象対価</u> の減額又は留保の割合
6 P以上	減額	1 Pにつき、0.1%
1～5 P	留保	1 Pにつき、0.1%